

# お得な共済制度のご案内

## 火災共済

### 特徴



- ①非営利団体のため**割安な掛金**\*<sub>1</sub>
  - ②万一のときも、共済金の**支払いは迅速**\*<sub>2</sub>
  - ③**剰余金を組合員に還元**\*<sub>3</sub>
- ④**法人会が窓口(代理所)ですので安心**

東京都火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき設立された都内唯一の中小企業者のための共済組織です。

\*<sub>1</sub>:条件により異なる場合がございます。 \*<sub>2</sub>:事故の内容により、お時間を頂く場合があります。 \*<sub>3</sub>:組合員外は、対象外となります。

### 注目

火災共済に、プラスの安心

## 地震危険補償特約



住宅や併用住宅だけじゃなく、**事務所や工場、店舗**にも、対応しているんだね。

■この補償の100万円あたりの1年間の掛金は

○専用住宅&住宅部分のある事業用建物

| 耐火構造   | 非耐火構造  |
|--------|--------|
| 1,980円 | 3,040円 |

○事業用建物(建物内に住宅部分なし)

| 耐火構造   | 非耐火構造  |
|--------|--------|
| 2,890円 | 4,430円 |

※新耐震基準である昭和56年6月以降の「建物」が対象となります。(動産は対象外)  
※主契約の30%~50%の範囲内で、1,000万円が限度となります。

※法人・個人を問わずご契約いただけます。(従業員の方もご契約いただけます。)  
※お引受できる物件は東京都にある物件に限らせていただいています。  
詳しくはとうきょう共済にご確認下さい。

共同元受: 全日本火災共済協同組合連合会

— 助け合いの精神から生まれた —

 **とうきょう共済**

東京都火災共済協同組合 担当: 大野

中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館2階

TEL 03-3542-0271 FAX 03-3545-8606

<http://www.tokyo-kyosai.or.jp/>



取扱代理所 **公益社団法人 本郷法人会**

文京区本郷3-26-8 数寄屋ビル2階  
TEL 3812-0595 FAX 3815-2401

裏面 自動車総合共済ご案内 FAX送信

# 自動車総合共済



## 特徴

- ①一般の損害保険会社より**スリムな掛金**\*1
- ②ご加入中の保険の**割引等級を継承**
- ③1ヶ月前までの**予約割引(5%)**あり\*2
- ④3台以上一括契約で**多数割引** 10台以上一括契約で**フリート割引**
- ⑤記名被共済者(主に運転される方)が**シニアドライバーの方でも割安な掛金**

\*1:条件により異なる場合がございます。 \*2:条件により適用されない場合がございます。

## 自動車共済は「事故有等級」を導入していません。

損害保険会社の自動車保険は、事故有等級制度により同じ等級であっても事故有の場合、無事故に比べて更新時に保険料が高くなります。(18等級で3等級ダウン事故を起こした場合の例)

|         |             | 3等級ダウン事故   |             |             |             |             |
|---------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|         |             | 現在<br>18等級 | 1年後<br>15等級 | 2年後<br>16等級 | 3年後<br>17等級 | 4年後<br>18等級 |
| 損保・他共済  | 割引増率<br>無事故 | 54%<br>割引  | 51%<br>割引   | 52%<br>割引   | 53%<br>割引   | 54%<br>割引   |
|         | 割引増率<br>事故有 |            | 33%<br>割引   | 36%<br>割引   | 38%<br>割引   |             |
| とつきよう共済 |             | 60%<br>割引  | 55%<br>割引   | 60%<br>割引   | 60%<br>割引   | 60%<br>割引   |

## 特別な「見舞金制度」が自動付帯

### 対人事故見舞金

被害者1名につき  
死亡 : 10万円  
治療 : 2万円

謝罪・お見舞いをされる際にご活用下さい。  
加害者の方の誠意が円満解決の鍵です。

### 対物事故見舞金

対物損害が  
3万円超 : 3万円  
3万円以下 : 被害相当額

対物損害額が3万円以下の場合、翌年の掛金は上がりません。特約を付帯することにより限度額を5万円にすることもできます。



元受 全日本火災共済協同組合連合会

## 〈FAX送信票〉 ※下記の事項をご記入の上、お送り下さい

|   |              |       |
|---|--------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 資料を送ってほしい (火災・自動車)<br><input type="checkbox"/> 加入の手続きをしたい<br><input type="checkbox"/> 説明を聞きたい<br><input type="checkbox"/> 見積りを送ってほしい<br>現在ご加入中の保険証書を、FAXにてお知らせ下されば、お見積りさせていただきます。自動車共済の見積りをご希望の方で現在自動車共済(保険)にご加入されていない方は、車検証をお送り下さい。<br>(個人情報の取扱に関する重要事項)<br>個人情報の取扱については法律を遵守すると共にその安全管理に努めています。詳細は当組合ホームページに掲載しています。 | 貴社法人名(ご担当者名) |       |
|   | ご住所 〒        |       |
|   | TEL          | FAX   |
|   | ご加入中の保険の満期日  |       |
|   | 送付枚数         | 代理所番号 |
|   | 合計 枚         | 60400 |

**FAX 03-3545-8606 TEL 03-3542-0271**

お電話でのご連絡・お問合せでも結構です。改めて担当の 大野 よりご連絡させていただきます。